

平成 30 年度滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について(概要)

平成 30 年度における県（中央、彦根、大津・高島）子ども家庭相談センター（以下「センターという。」）および 19 市町に寄せられた児童虐待に関する相談等の状況概要を、下記のとおりとりまとめました。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

1 相談件数等の主な状況

- ① 相談件数は7,263件で、前年度比で871件増加し、13.6%の増加率となっています。
- ② 虐待種別では、『心理的虐待』が2,685件で最も多く全体の37.0%、『身体的虐待』が2,327件で32.0%、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が2,157件で29.7%、『性的虐待』が94件で1.3%となっています。
- ③ 年齢別では、『小学生』以下が5,493件で全体の75.6%となっています。
- ④ 主な虐待者では、実母が最も多く4,578件で全体の63.0%、実父が2,193件で30.2%となっています。
- ⑤ 継続して支援しているケースが5,264件で全体の72.5%となっています。

2 相談件数について

- 前年度と比べて 871 件増 7,263 件となりました。内訳として、虐待種別では、「心理的虐待」が 381 件、「身体的虐待」が 292 件、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が 187 件、「性的虐待」が 11 件増加し、全ての虐待種別で増加しました。
年齢別では「0 歳～3 歳未満」が 237 件、「3 歳～学齢前児童」が 200 件、「小学生」が 249 件、「中学生」が 107 件「高校生・その他」が 78 件増加しています。
- 昨年度に引き続き、「心理的虐待」(2,685 件)に関する相談が最も多くなっている理由としては、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前 DV)について、警察からの通告が増加したことがあげられます。

3 全体状況

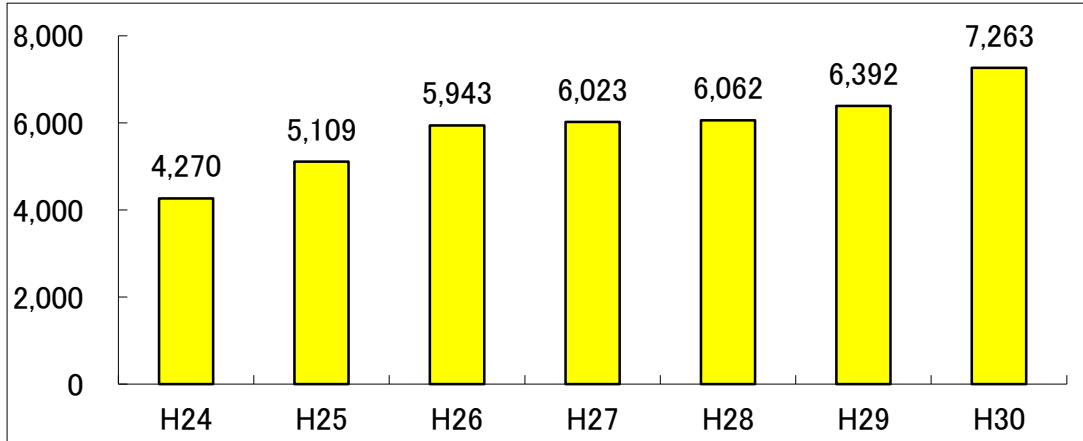
(1) 相談件数

相談件数は 7,263 件で、前年度比 871 件の増 (+13.6%) となっています。

※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

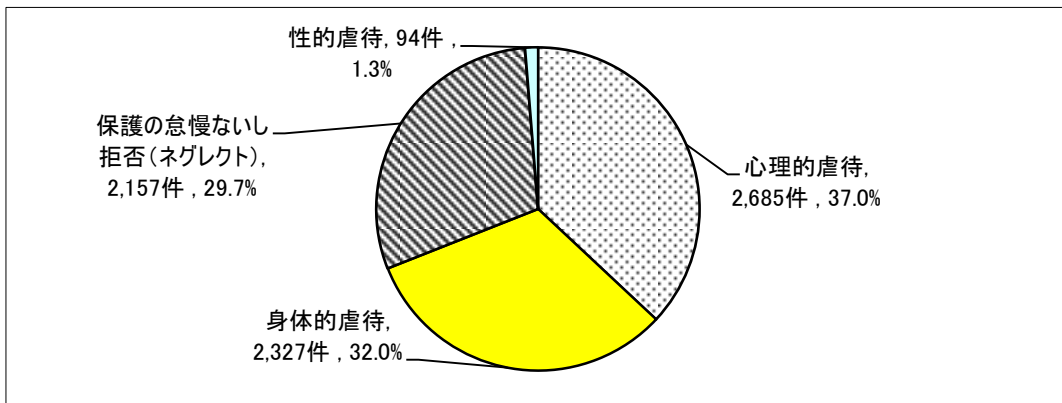
(センター 2,205 件 + 市町 7,252 件 - 2,194 件 (連携分) = 7,263 件)

(件)

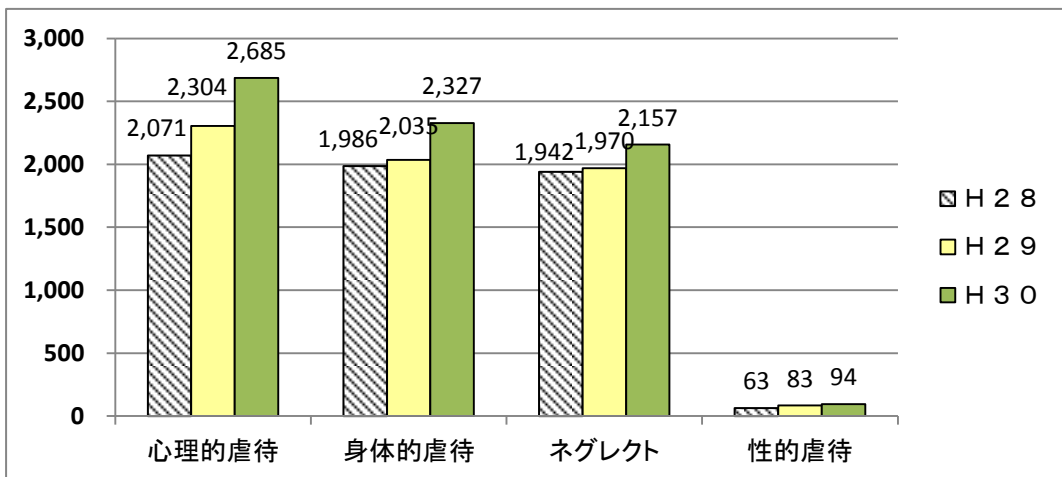


(2) 虐待種別

「心理的虐待」が 2,685 件 (37.0%) と最も多く、「身体的虐待」が 2,327 件 (32.0%)、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 2,157 件 (29.7%)、「性的虐待」が 94 件 (1.3%) となっています。

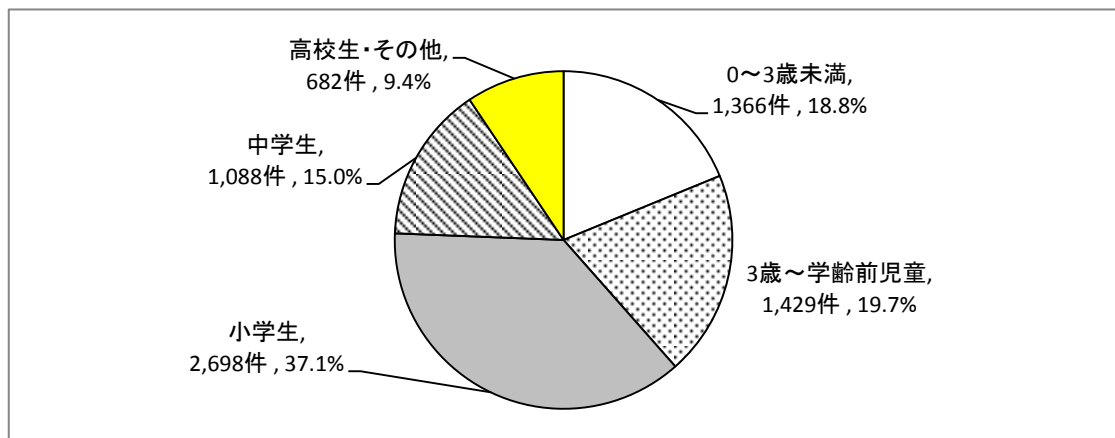


前年度比では、「心理的虐待」が 381 件、「身体的虐待」が 292 件、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 187 件、「性的虐待」が 11 件増加し、全ての虐待種別で増加となっています。



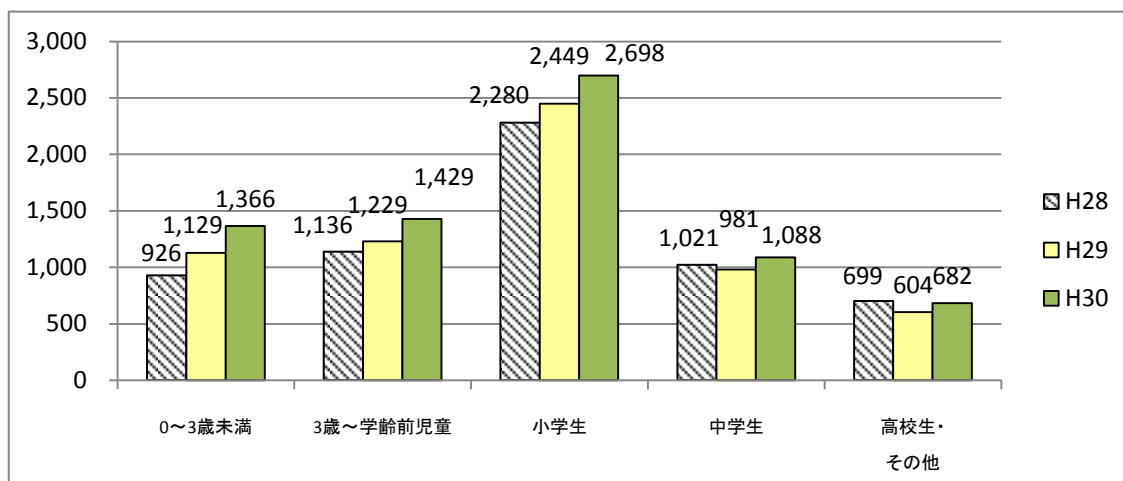
(3) 年齢別

「小学生」が 2,698 件 (37.1%) と最も多く、「3 歳～学齢前児童」1,429 件 (19.7%)、「0 歳～3 歳未満」が 1,366 件 (18.8%)、「中学生」1,088 件 (15.0%) と続いています。



前年度比では、すべての年齢別区分において増加しており、「小学生」が 249 件増と最も多く、「0 歳～3 歳未満」が 237 件増、「3 歳～学齢前児童」が 200 件増と続いています。

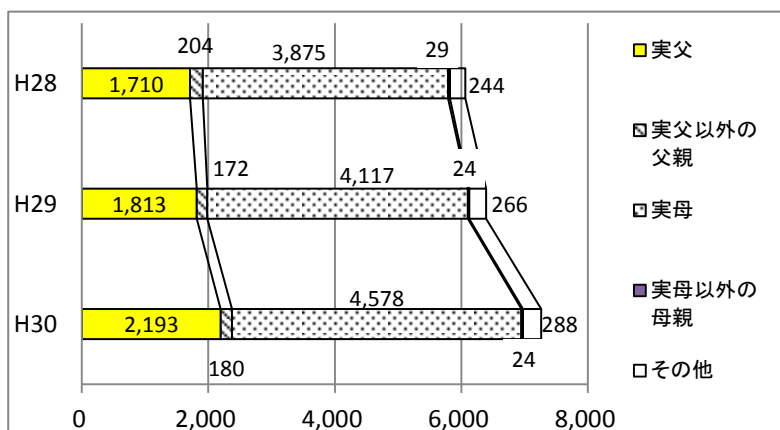
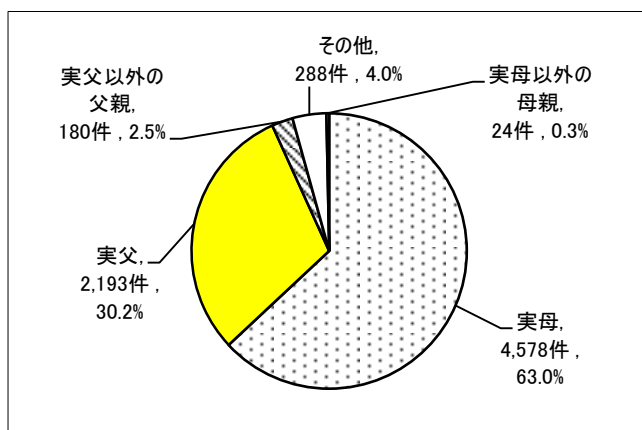
(件)



(4) 主な虐待者の内訳

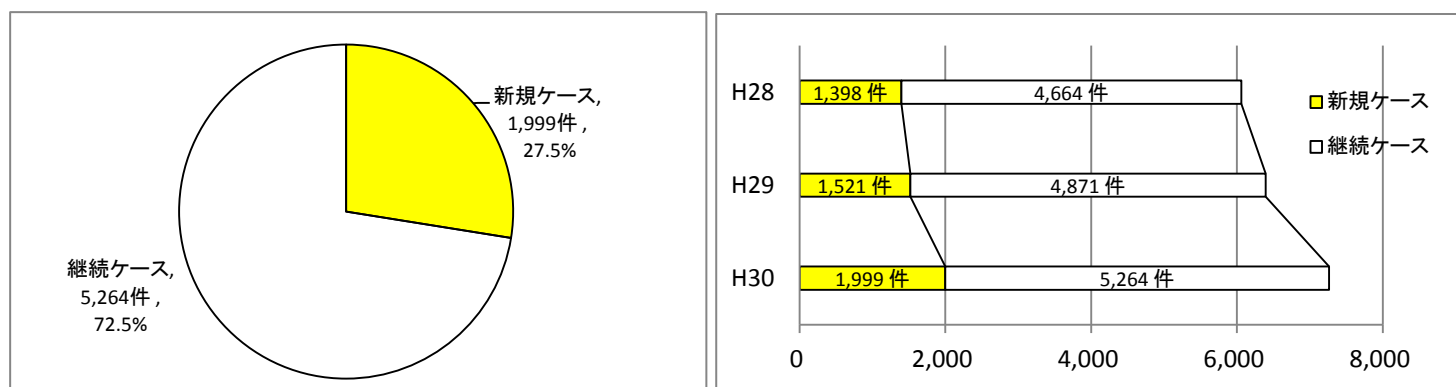
「実母」が 4,578 件 (63.0%)、「実父」が 2,193 件 (30.2%) であり、前年度と比較すると「実母」が 461 件増、「実父」が 380 件増となっています。

(件)



(5) 新規・継続別

「新規ケース」が1,999件(27.5%)、「継続ケース」が5,264件(72.5%)で、前年度と比較すると、「新規ケース」が478件増、「継続ケース」393件の増加となっています。



(6) 一時保護

一時保護所での「保護件数」は329件で、前年度より11件増となっており、「1日あたりの平均保護人数」は22.9人と1.0人減となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は25.4日で、前年度より2.1日減となっています。「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は25.7日で、前年度より7.2日短くなっています。

【一時保護所での一時保護】

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		虐待ケースの平均日数
H28	280	182	21.7	15.6	28.3	31.3
H29	318	186	23.9	16.7	27.5	32.9
H30	329	197	22.9	13.9	25.4	25.7
増減	11	11	△ 1.0	△ 2.8	△ 2.1	△ 7.2

(7) センター虐待通告

センターに寄せられた通告は、2,164件で、前年度より168件増となっており、「警察等」からの通告が1,191件(55.0%)と最も多く、前年度比でも「警察等」の133件増が最も多くなっています。

これは家庭における配偶者への暴力を同居している児童に見せるなどの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。

	(件)											計
	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	
H28	37	28	412	215	4	70	35	831	0	168	143	1,943
H29	47	21	384	107	0	45	35	1,058	4	217	78	1,996
H30	93	54	444	12	0	70	1	1,191	1	213	85	2,164
H30構成比率	4.3%	2.5%	20.5%	0.6%	0.0%	3.2%	0.0%	55.0%	0.0%	9.8%	3.9%	100.0%
増減	46	33	60	△ 95	0	25	△ 34	133	△ 3	△ 4	7	168

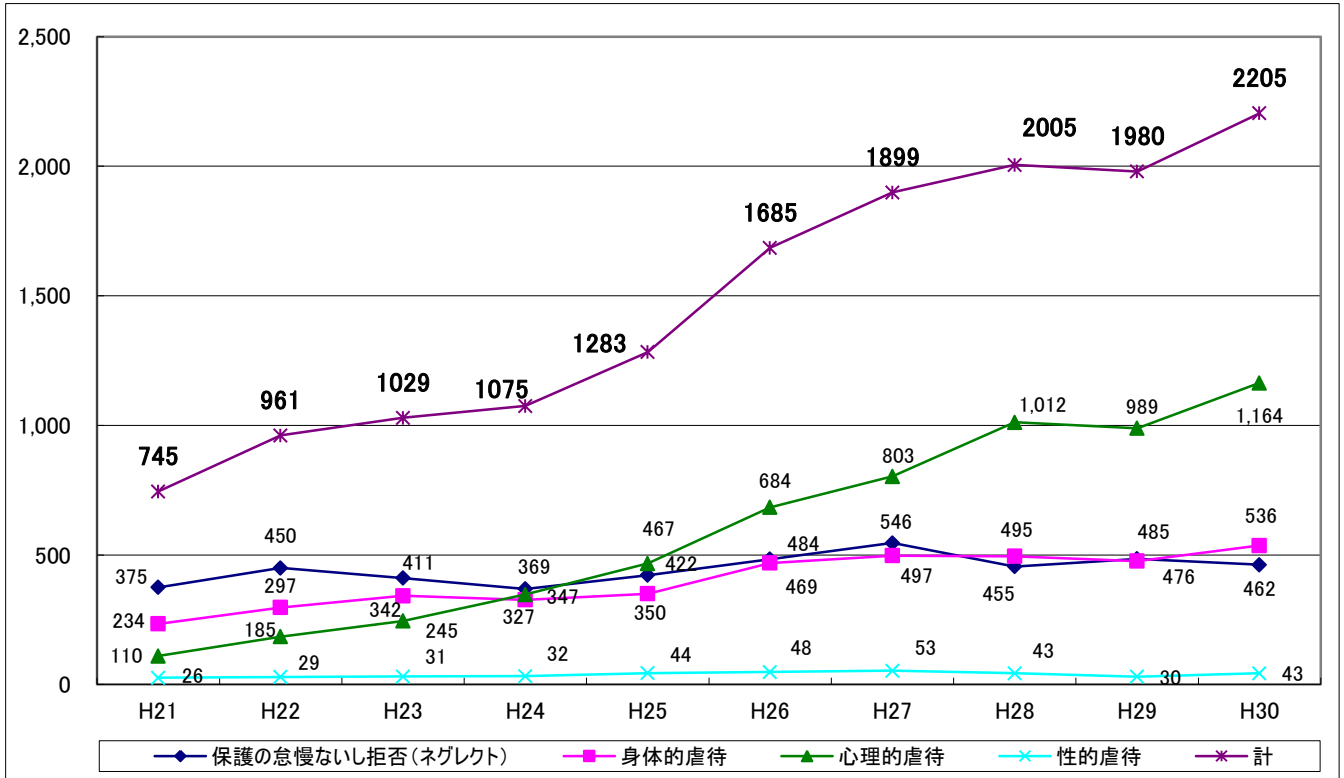
4 センター・市町別の状況

(1) 相談件数の推移

センターでは、相談件数が増加してきており、特に「心理的虐待」の伸びが大きく
なっています。また、市町の相談件数も増加を続けています。

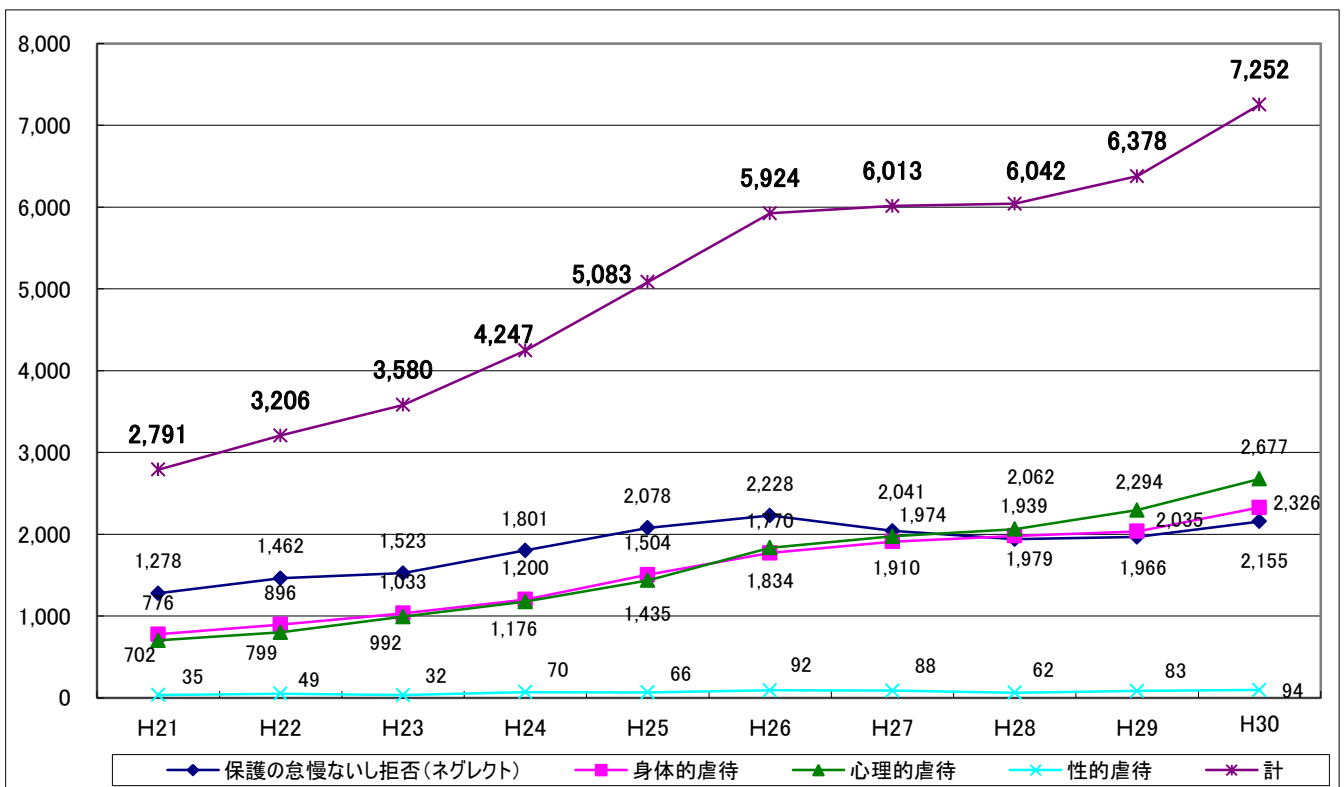
【センター】

(件)



【市町】

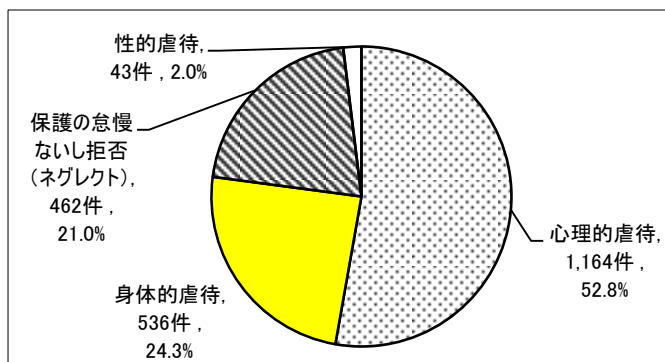
(件)



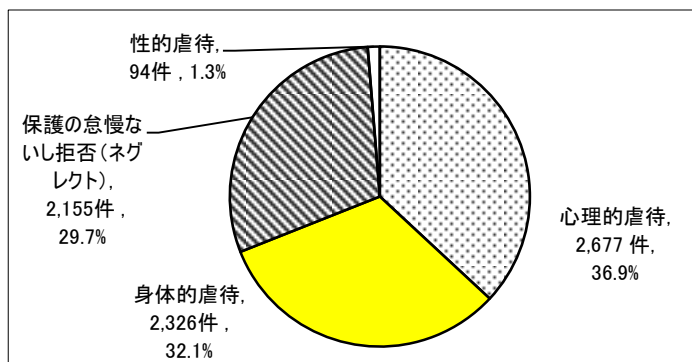
(2) 虐待種別

センター、市町ともに「心理的虐待」の占める割合が高く、センター52.8%、市町36.9%となっています。

【センター】



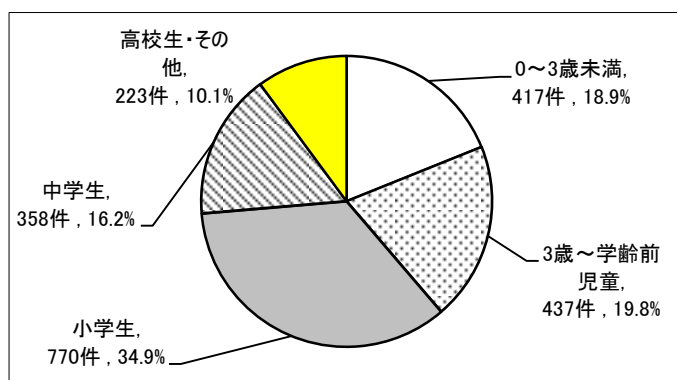
【市町】



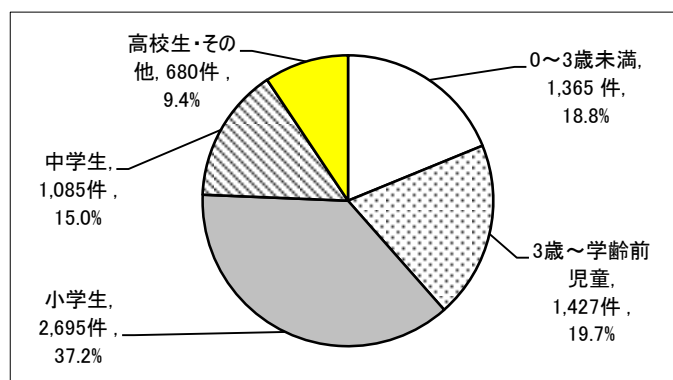
(3) 年齢別

センター、市町ともに「小学生」の占める割合が最も高く、センター34.9%、市町37.2%となっています。また、小学生以下でセンター73.7%、市町75.7%を占めています。

【センター】



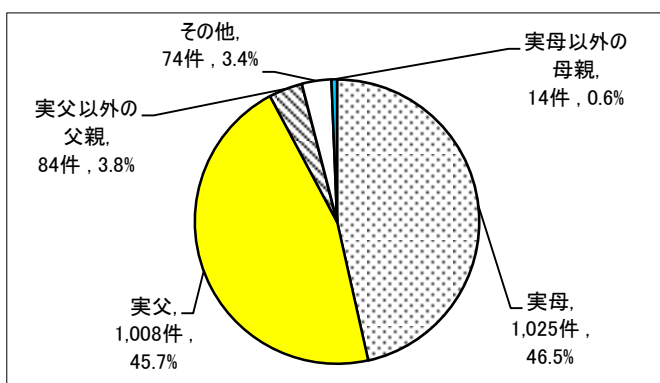
【市町】



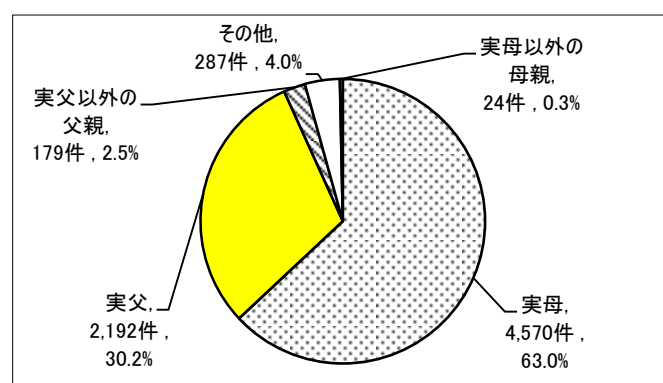
(4) 主な虐待者の内訳

センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センター46.5%、市町63.0%となっています。また、「実父」の占める割合は、センター45.7%、市町30.2%となっています。

【センター】



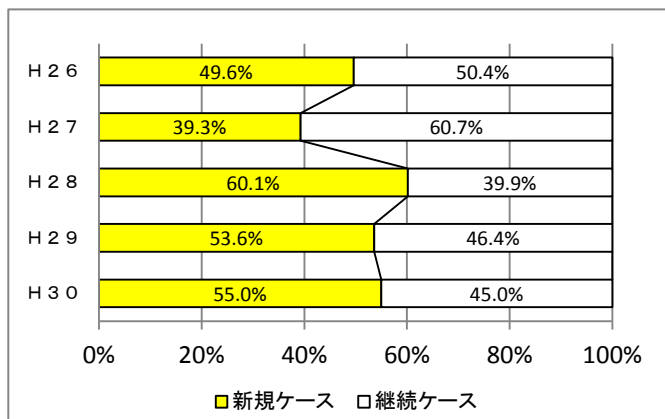
【市町】



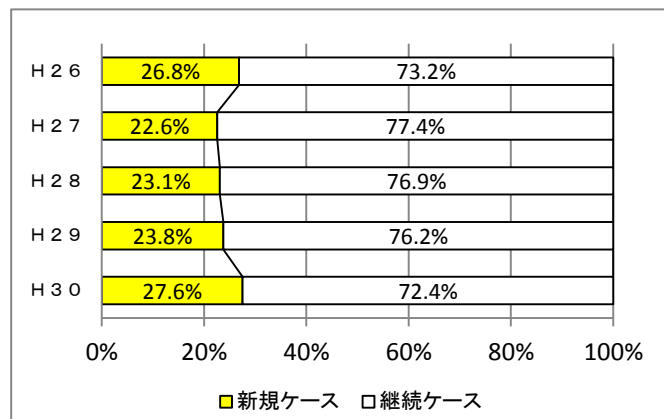
(5) 新規・継続別

センターでは、新規ケースが 55.0%で、市町の新規ケースは 27.6%となっています。

【センター】



【市町】



【平成 30 年度の詳細】

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,213	425	567	2,205
構成比率	55.0%	19.3%	25.7%	100.0%

【平成 30 年度の詳細】

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,998	114	5,140	7,252
構成比率	27.6%	1.6%	70.9%	100.0%

(6) 虐待の相談経路

センターでは、警察等からの相談が 837 件で最も多く、全体の 38.0%を占めています。市町は、学校等が 2,148 件で、市町(保健センター等)が 2,044 件と続いています。

【センター】

年度	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
	H28	187	257	13	641	0	1	37	16	623	1	134	95
H29	139	199	5	589	6	0	40	4	719	2	138	139	1,980
H30	153	246	15	589	2	0	72	1	837	3	137	150	2,205
H30構成比率	6.9%	11.2%	0.7%	26.7%	0.1%	0.0%	3.3%	0.0%	38.0%	0.1%	6.2%	6.8%	100.0%
増減	14	47	10	0	△ 4	0	32	△ 3	118	1	△ 1	11	225

【市町】

年度	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
	H28	354	233	19	1,715	64	21	122	455	122	165	1,821	951
H29	379	233	14	1,833	49	33	125	496	145	152	1,920	999	6,378
H30	405	240	14	2,044	40	38	155	551	181	181	2,148	1,255	7,252
H30構成比率	5.6%	3.3%	0.2%	28.2%	0.6%	0.5%	2.1%	7.6%	2.5%	2.5%	29.6%	17.3%	100.0%
増減	26	7	0	211	△ 9	5	30	55	36	29	228	256	874

【被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）】

(1) 被措置児童等虐待の状況（平成 30 年度）

受理件数	事実確認の結果	
	該当	非該当
2 件	2 件	0 件

ア 被害を受けた子どもの性別

男子	女子
1 名	1 名

イ 被害を受けた子どもの年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生・その他
0 名	1 名	1 名	0 名

ウ 虐待の種類

保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
0 件	0 件	1 件	1 件

エ 施設等の種別

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設
2 件	0 件	0 件	0 件

オ 虐待を行った施設職員等の職種

同居人
2 件

(2) 県が講じた措置

- ・ 里親登録名簿から消除

(参考)

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見したものからの通告に対し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 障害児入所施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種